

高知市三里最終処分場環境整備業務 仕様書

第1章 総則

1. 1 業務の目的

本業務（以下業務という。）は、本仕様書に従い図示（添付図面参照）した部分を除草及び剪定することにより、場内環境の保全を図るものである。

1. 2 業務場所

高知市池2571番地 高知市三里最終処分場

1. 3 業務内容

- (1) 図示部分の除草及び剪定を年に2回実施（7月下旬頃～8月、2月下旬頃）
- (2) 集草及び車両への積込み、処理施設への搬出及び処理費の支払
- (3) 業務部分の清掃及び整地

1. 4 契約期間

- (1) 契約締結日～令和9年3月15日

1. 5 提出書類

受託者は、次の書類を提出すること。

(1) 除草・剪定量報告書

刈草等を処分場に搬出した際には必ず重量を確認すること。業務完了時に搬出した回数に対して各搬出時の重量と搬出量合計値を記した表を作成し、提出すること。

(2) 作業記録写真

- ①写真は施工前、施工後に各主要箇所について撮影を行う。
- ②刈草等を搬出する際の撮影は以下のとおり。
 - ・搬出前…トラックの後方から車番と荷姿が確認出来るよう撮影する。
 - ・搬出途中…撮影は不要。
 - ・処分場到着時…処分場トラックスケールが後方に写り、トラックの車番と荷姿が分かるように撮影する。
 - ・刈草等廃棄前…刈草等を捨てる前に車番と荷姿が分かるように撮影する。
 - ・刈草等廃棄後…刈草等を捨てた後、車番と空になった荷台が分かるように撮影する。

(3) その他（本市担当者の指示による）

第2章 安全管理

2. 1 安全教育

受託者は、作業従事者に対して安全教育を行い安全意識の向上を図ること。高所作業時の安全には十分配慮すること。また、夏季の作業については、熱中症等に留意すること。

2. 2 労働災害防止

現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業従事者の安全を図ること。

2. 3 交通保安対策

- (1) 公園での除草及び剪定作業時は、公園を利用する歩行者及び車両の通行を優先し、安全に十分配慮すること。
- (2) 市道での集草・積込み作業時は、市道一時使用届出書を当課へ提出し、当市道路管理課受理後、高知東警察署へ届出を行うこと。また、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する次の資格要件を満たす交通誘導員等を2名以上適切に配置し、作業中の写真撮影を行うこと。

ア 警備業法における指定講習を受講したもの。

イ 警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育（警備業法 第2条第1項第2号の警備業務）を既に受けているもので、交通誘導に関する警備業法に従事した期間（業務経験年数）が1年以上であるもの。

なお、業務着手前に資格要件の確認できる資料を本市担当職員に提出すること。また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに同様の資料を提出するものとする。

2. 4 その他

- (1) 図示部分の機械除草における刈払い後の雑草長さは短く、むらの無いよう除草すること。
- (2) 業務の履行にあたっては、フェンスや埋立地遮水シート等を傷つけないよう作業すること。万一、傷つけた場合には本市担当職員に連絡し、受託者側の責任において対応を行うこと。
- (3) 刈草等を運搬する際には飛散防止や落下防止を行うこと。
- (4) 万一事故発生の場合は、ただちに本市担当者及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。

第3章 その他

3. 1 その他

- (1) 三里さくら公園の開閉時間は開：8時・閉：17時のため、17時前には作業を終了し、公園外へ出ること。
- (2) 受託者は本業務上疑義が生じた場合は、本市担当者と協議すること。